

# 重要事項説明書

(指定通所介護サービス)

- 1 事業者名称 社会福祉法人 緑陽会
- 2 代表者 理事長 南雲 敏彦
- 3 主たる事務所の所在地 〒370-2456  
群馬県富岡市上小林47番地  
(TEL) 0274-60-2811
- 4 事業所の名称 デイサービスセンター めぐみ  
介護保険事業所番号 1070207046  
所在地 〒370-2107  
群馬県高崎市吉井町池1161番地1  
(TEL) 027-386-0222  
(FAX) 027-386-0223  
サービスの種類 通所介護

## 5 事業の目的

デイサービスセンター めぐみ(以下「当事業所」という)が行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所で指定通所介護の提供にあたる者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

## 6 運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとしてします。

## 7 営業日及び営業時間

- ・ 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除きます。
- ・ 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとします。
- ・ 定休日は、日曜及び年始(1月1日から1月3日まで)とします。

## 8 事業所の職員体制

職 種	資 格	員 数	職務内容
管理者	介護福祉士	1名	従業員・事業の一元的管理と必要な指揮命令
生活相談員	介護福祉士	1名以上	利用者の心身状況把握・相談援助
介護職員	介護福祉士等	3名以上	利用者の介護援助・相談及び支援
看護職員	准看護師	1名以上	利用者の看護援助・機能訓練指導・保健衛生の支援

## 9 サービスの内容

在宅で虚弱、障害を持った利用者に各種サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上等を図ります。また、介護しているご家族の身体的、精神的な負担軽減を図ることを目的としています。

- ①入浴サービス    ②給食サービス    ③送迎サービス    ④健康チェック  
⑤生活指導（相談援助等）    ⑥日常動作訓練    ⑦介護サービス    ⑧介護方法の指導  
⑨その他利用者に対する便宜の提供

## 10 サービス利用料金

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表1のとおりとする。

### 1.1 サービスの利用方法

当事業所の職員がお伺いし契約を締結した後に、サービスの提供を開始します。

### 1.2 秘密の保持

- (1) 当事業所の従業者には、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない事を徹底しています。
- (2) 当事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

### 1.3 サービス提供に関する相談、苦情

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・直ちに、相談担当者が直接伺うなどして詳しい内容を聞くとともに、担当の介護支援専門員からも事情を確認する。
  - ・相談担当者が必要と判断した場合には、管理者を含めて検討会議を行う（検討会議を行

わない場合も、必ず管理者に処理結果を報告する)。

- ・ 検討の結果は、必ず翌日までには具体的な対応をする。
- ・ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

## (2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 内田 仁
電話番号	027-386-0222
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から土曜日まで (日曜日及び1月1日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

連 絡 先	電 話 番 号
群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課	027-290-1323
高崎市介護保険担当課	027-321-1111
富岡市役所健康福祉部高齢介護課	0274-62-1511
藤岡市役所健康福祉部介護高齢課	0274-40-2292
甘楽町役場健康課	0274-67-5182

### 1.4 身体拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、当事業所管理者または施設長が判断し、記録の記載をするなど、適正な手続きにより身体拘束その他行動の制限を行うことがあります。

### 1.5 緊急時における対応方法

サービス提供者は、居宅サービスの提供中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族等や主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

### 1.6 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で居宅サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに家族等、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止など必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

### 1.7 介護サービス情報の公表

当事業所は、介護保険法の定めるところにより、年1回、県に対してサービス内容の公表を行っています。

公表内容は、下記のホームページで閲覧できます。

「ゆうまちゃんの介護保険事業所情報」

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/10/>

18 外部評価

第三者による、外部評価については実施しておりません。

19 その他

記載されていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者又はその家族とともに当事業所が誠意をもって協議し、決定することとします。

令和 年 月 日

居宅サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者	所在地	群馬県高崎市吉井町池 1 1 6 1 番地 1
	名称	デイサービスセンター めぐみ

説明者	氏名	印
-----	----	---

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人又は立会人)	住所	
	氏名	印

## 別紙1

# 通所介護サービス料金表

※ 介護保険給付の対象費用

●基本料	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護1	370単位	388単位	570単位	584単位	658単位	669単位
要介護2	423単位	444単位	673単位	689単位	777単位	791単位
要介護3	479単位	502単位	777単位	796単位	900単位	915単位
要介護4	533単位	560単位	880単位	901単位	1,023単位	1,041単位
要介護5	588単位	617単位	984単位	1,008単位	1,148単位	1,168単位

※ 心身の状況その他やむを得ない事由により、長時間のサービス利用が困難である利用者の方へは2～3時間のサービスを、「4～5時間」の70/100に相当する料金にて行います。

\* 通所介護事業所と同一建物に居住し、送迎が不必要な方は、上記利用単位数から94単位/日が減算されます。

\* 居宅サービス計画に沿って次のサービスを行った場合、上記単位数に加算されます。

区分	項目	利用者負担額	備考
加算	入浴介助加算Ⅰ	40単位/日	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/回	
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×92/1000	所定単位は、基本料から加算までにより算定した単位数の合計
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位×90/1000	所定単位は、基本料から加算までにより算定した単位数の合計
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき+所定単位×80/1000	所定単位は、基本料から加算までにより算定した単位数の合計
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき+所定単位×64/1000	所定単位は、基本料から加算までにより算定した単位数の合計

\* 地域区分6級地により、1ヶ月の合計利用単位数に10.27を乗じた金額の1割又は2割・3割が自己負担になります。

\* 介護保険給付の対象外費用

項目	利用者負担額
食費	●昼食(おやつ代含): 550円
通常実施地域外送迎	20円/km
オムツ	紙オムツ1枚 103円
	尿取りパット1枚 25円
	リハビリパンツ1枚 206円

※●印の料金は、1回のご利用時に当たり、標準的にかかる料金です。